

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年10月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

1 入札に付する事項

(1) 工事名称

本局庁舎解体工事

(2) 工事場所

京都市中京区壬生坊城町48番地

(3) 工事概要

ア 以下の建物等の解体撤去工事

(ア) 本館（別館及び乗客案内所を含む。）

鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建て

延べ面積 4,409.08平方メートル

(イ) 分庁舎

鉄筋コンクリート造地上3階建て

延べ面積 527.22平方メートル

(ウ) 厚生会館

鉄骨造地上4階建て

延べ面積 1,080.75平方メートル

(エ) 厚生会館（増築部）

鉄骨造地上4階建て

延べ面積 559.76平方メートル

(イ) 旧定期券発売所

鉄骨造地上1階建て

延べ面積 32.04平方メートル

(ロ) 自転車置場（クーリングタワー架台）

鉄骨造地上1階建て

延べ面積 45.01平方メートル

(キ) (ア)から(ロ)に伴う電気設備（照明，受変電設備及び各種配線・配管類）及び機械設備（給排水衛生設備，空調設備）

(ク) 外構

a フェンス，ブロック塀，舗装及び雨水側溝

b 屋外給排水，ガス設備及びコンクリート製水槽

イ 現状地盤までの埋戻し工事

(4) 工期

契約締結後から平成22年3月31日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲で支払うこととする。

イ 部分払

平成21年度に1回，出来形部分に相応する部分払を行うこととする。

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について，4に示すとおり入札参加資格の確認を行い，入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。

(2) 上記(1)の確認結果は，4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者に対して設計図書の複写を承認し，当該有資格者が設計図書の複

写（有償）を入手することにより入札を行う。

(4) 本件入札は、原則として京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I C カード（3 (2) の共同企業体代表者と同一名義人のもので、かつ、落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 管理者が認める場合は、入札データの到達に代えて入札書を管理者に提出し、又は書留郵便をもって到達させることができる（以下この方法により入札する者を「紙入札利用者」という。）。

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出する日において、現に京都市交通局契約規程第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規程第24条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、申請書を提出した日（(1)にあっては、提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間）において次に掲げるすべての条件を満たす者

(1) 本件入札に係る申請書の提出期限から一般競争入札参加資格の確認までの期間において、京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体として次に定める条件を満たしていること。

ア 共同企業体の構成員は、2社とする。

イ 構成員の資格要件

(ア) すべての構成員は、交通局の競争入札有資格者名簿の「とび・土工・コン

クリート工事」に搭載されていること。

(イ) すべての構成員は、京都市内に本店を有していること。

(ウ) すべての構成員は、次の要件を満たしていること。

a 建設業法に基づく「とび・土工工事業」の許可を有し、当該許可業種につき、許可を有している営業年数が5年以上あること。

b 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「とび・土工・コンクリート」の総合評定値が700点以上あること。

(エ) 代表である構成員は、建設業法に基づく「とび・土工工事業」に係る特定建設業の許可を有していること。

(オ) すべての構成員は、平成10年度以降に完成済の工事であって、単独又は共同企業体の構成員（元請又は一次下請）として、1件あたり1,000平方メートル以上の鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造の建物解体を施工した実績を有すること。

(カ) 構成員の重複の禁止

共同企業体の構成員は、当該業務に係る2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

ウ 結成方法

自主結成とする。

エ 出資比率

構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であることとする。

なお、構成員の出資比率の下限は、30パーセントとする。

オ 技術者の配置

すべての構成員は、本件工事に対応する主任技術者（法令による免許を有する者に限る。）又は監理技術者（平成16年3月1日以降に監理技術者資格証を交付されている場合は、監理技術者講習を受講し、監理技術者講習終了証の発行を受けている者に限る。）を専任で1名以上配置し得ること。

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

カ その他

- (ア) 共同企業体の使用印鑑届は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。
- (イ) 共同企業体の事務所の所在地は、代表者の構成員の所在地とすること。
- (ウ) 共同企業体の成立日は、申請書の提出日とすること。

(3) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員と次の各号のいずれかに該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（用紙交付）
共同企業体を結成したうえで、共同企業体名で提出すること。

イ 添付書類

(ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書(甲)

国土交通省が示す様式で、平成14年3月29日付国総振第162号により改正後のもの。

(ウ) 本件入札に係る建設業許可証明書の写し（代表者及び構成員）

(エ) 共同企業体の構成員すべての直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（入札予定日において有効なものに限る。）をA4版の大きさにコピーして提出すること。

(オ) 施工実績調書（用紙交付）

3 (2) イ (オ) の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

(カ) 技術者配置予定調書（用紙交付）

3 (2) オの技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係等を証明し得る書類等（監理技術者を配置する場合には、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の写し）を添付すること。

また、当該技術者については、本件入札参加資格確認申請時において、他の工事に配置されておらず、かつ申請時以降、落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合には、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者の配置及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(キ) 委任状

代表者（又は本局に届出済みの受任者）以外の代理人名で申請書を提出する場合に提出すること。

(2) 申請書等交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部財務課管財契約係

(電話 075-863-5095)

(イ) 期間

公告の日から平成20年10月16日(木)まで。ただし、京都市の休日を含める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ インターネットからのダウンロード

京都市交通局ホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4版の帳票として印刷し使用すること。ホームページのアドレスは次のとおり。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>

(3) 申出書等の提出方法

インターネット利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)に掲げる書類を提出後、同期間内に、京都市電子入札システムの本件に係る一般競争入札参加資格確認申請書(以下「電子入札システムの申請書」という。)に必要事項を入力の上、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。この場合において、提出した年月日をワード、エクセル(Office2000で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe Reader7.0で扱えること。)にして電子入札システムの申請書に添付し、送信すること。

紙入札利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。又は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)に掲げる書類を書留郵便で必着させること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、申請書等を持参する者は、正午から午後1時までを除く。)とする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、資格確認通知後、4(2)ア(7)の場所で速やかに、本件工事の設計図書の複写承認申請書の交付を受けるとともに、当局の指定する印刷所で、当局の指定する期間内に設計図書の写し（有料）を入手すること。

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 紙入札利用者の場合

「一般競争入札参加資格確認通知書」により通知する。

ウ 通知予定期日

平成20年10月28日(火)

エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

(7) 本件入札参加資格確認において、入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成20年10月31日(金)午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(7)まで持参し提出すること。

(イ) 管理者は、(7)による説明を求められたときは、平成20年11月7日(金)までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

オ 設計書図書等の交付

(7) 期間

平成20年10月28日(火)から平成20年11月12日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(イ) 場所

〒600-8177

京都市下京区烏丸通五条下ル大阪町396 第3キョートビル1F

株式会社中央精器

(電話 075-871-8400)

(ウ) 方法

設計図書等については、上記(イ)の交付場所に、あらかじめ電話で予約し

たうえ、「複写承認申請書」を提示した後、有償により交付を受けること。

5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格を有すると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、京都市交通局契約規程第2条第1項に定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

6 設計図書等に対する質問及び回答期限

- (1) 設計図書等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項を記載した書面を、平成20年10月31日(金)午後5時までに、持参により4(2)ア(7)の場所に提出しなければならない。

- (2) 管理者は、(1)による質問を受けたときは、平成20年11月7日(金)までに、質問に対する回答書を、4(2)ア(7)の場所において閲覧に供するものとする。

7 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(4)に示した方法により入札すること。

- (2) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(1)に定める期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者は、インターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(4(2)アの場所及び期間内に4(1)の申請書等を別途提出し、入札参加資格を有すると認められた者に限る。)は、紙入札利用者となることができる。

- (3) 紙入札利用者は、入札書を封筒に入れ、封かんし、封筒表面に工事名及び工事場所、共同企業体の名称を記載のうえ、平成20年11月12日(水)午後5時まで(ただし受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に、4(2)ア(7)に持参し、担当者の指示により提出すること。

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成20年11月12日(水)午後5時までに、4(2)ア(7)に必着させること。

- (4) 落札価格は、入札金額に100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力、又は記入すること。

- (5) 入札者は、送信又は提出した入札金額の訂正又は撤回をすることができない。

- (6) 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準額を下回る価格で入札を行ったときは落札を保留し、同制度に基づく調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者と契約を行わないことがある。
- (7) 本件入札において、3の参加資格が有ると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号（法人にあっては名称）、予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準額を入札の前に公表するが、3の参加資格があると認められた者が一者であるときは、入札の前に予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準額の公表は行わない。
- (8) 本件入札の予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準額の公表した場合において、入札者が一者となった場合は、京都市交通局契約規程第14条第2項に基づき本件入札を取り消す。

8 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

平成20年11月10日(月)、11日(火)、12日(水)の午前9時から午後5時まで。ただし、紙入札利用者は7.(3)のとおりとする。

- (2) 入札を行う者は、次のアまたイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、共同企業体の名称並びに代表者の役職及び氏名を記載したうえで、ワード、エクセル（Office2000で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること。

なお、添付する容量が1MBを超える場合は、積算内訳書に工事名及び工事

場所，開札日，共同企業体の名称並びに代表者の役職・氏名を記載し，登録印を押印したうえで，封入，封かんし，封筒表面にも工事名及び工事場所，共同企業体の名称を記載して，入札期間の終了までに4 (2) ア (7) の場所に持参又は書留郵便で必着させること。ただし，持参又は郵送する場合はその旨を記載したファイルを添付した入札書の提出（インターネットを通じてシステムに到達させること。）が必要となる。

イ 紙入札利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所，開札日，共同企業体の名称並びに代表者の役職及び氏名を記載し，登録印を押印したうえで，封入，封かんし，封筒表面にも工事名及び工事場所，開札日，共同企業体の名称を記載して，入札期間の終了までに4 (2) ア (7) の場所に持参又は書留郵便で必着させること。

(3) 上記 (2) の積算内訳書は，参考図書として提示を求めるものであり，入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 開札日時

平成20年11月13 (木) 午前10時00分から開札し，落札者を決定する。
なお，落札者に対しては，落札した旨を開札日の午後5時までに，以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう，電子メールを送信する。

イ 落札者が紙入札利用者である場合

電話により通知する。

(5) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう，電子メールを送信する。

イ 紙入札利用者である場合

平成20年11月14日(金)から同月18日(火)の午前9時から午後5時まで(ただし、休日を除く。)の期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成20年11月18日(火)午後5時までに、その旨記載した書面を4(2)ア(7)の場所まで持参し提出すること。

(6) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成20年11月14日(金)午前9時から4(2)ア(7)の場所において閲覧に供するものとする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札の無効

京都市交通局契約規程第7条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札、予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4 (2) ア (7) に同じ。
- (5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(交通局企画総務部財務課)